

全労金2016春季生活闘争ニュース・第31号

《合意速報No.12》

東北労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

東北労組は、3月29日、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求（金庫）					回 答（金庫）				
	正職員	契約職員			個別契約職員	正職員	契約職員			個別契約職員
		S	PCA	J			S	PCA	J	
安定雇用	－	－ (無期転換権は実現)			－	－	－ (無期転換権は実現)			－
基本賃金	定期昇給の実施	定期昇給の実施 +月額2,000円の引き上げ			月額5,000円の引き上げ 定期昇給を3,000円	定期昇給の実施	定期昇給の実施			月額3,000円 の引き上げ
一時金	4.5	4.5	2.7～ 3.6	1.0	契約職員と同月数(勤続年 数を適用)の支給	4.5	4.5	1.7～2.6	40,000円	1.3
退職金	－	－ (制度あり)			－	－	－ (制度あり)			－
雇用環境	ジョブリターン制度の確立					応じられない				
ワークライフ バランス	年次有給休暇積立制度の確立					制度導入に向けて早期に検討を進める				
単組独自要求	－	年次有給休暇を正職員と同様			－	要求どおり				

団体交渉において、金庫からは、「労働組合からの要求に対して、金庫として真摯に受け止め検討してきた。決算見込みについて、預金は目標を上回るが、融資は目標の対前年比を大きく下回る。一方、余裕資金の運用益や経費削減の他動的要因によりプラスとなっている。収益基盤の強化を行い、持続的に安定した運営を行うことで、会員の負託に応え、職員の雇用を支えたいと考えている。そのためにも、経営改善策の着実な実行が必要であり、全職員の奮闘に期待し特別措置を講ずることとした。本日の回答にあたり、経営状況は厳しいが職員の奮闘に報いるため、ぎりぎりの決断をした。労働組合としても、経営状況と回答の真意を理解し、受け止めてほしい」等の見解が表明されました。

小野寺闘争委員長は、「金庫で働く契約職員は、経営改善策により人員が減少していく中で、働き方や責任の度合いが正職員と同等となっており、その実態を踏まえた要求は、社会環境や金庫経営環境を踏まえ、厳選した必要最低限のものである。2016春闘で

は、『底上げ・底支え』『格差是正』の観点で交渉を進めてきた。要求内容からは、賃金に対して厳しい回答である一方、諸制度については改善を図れた項目もある。今春闘の交渉により、労働者自主福祉運動を实践する事業体で働く職員・組合員が、引き続き対等なパートナーである事を確認し合い、労働金庫事業が安定的に発展していくことに繋がることを期待する」等を表明しました。

単組は、①正職員、契約職員S職務の一時金について、金庫は、経営・収益構造の改善を進めている中でも、組合の要求内容、職員の奮闘、今後の頑張りを期待して、現行水準は確保するとし、要求どおりの回答が示された、②契約職員P C A J職務の要求について、経営改善策を進めている中で新たな原資持ち出しは困難等が示されたものの、交渉において、人事制度の経過措置期間終了（2017年3月）までに制度全般の見直し、処遇の水準や上限金額の設定額も含め、今後、検討する等が示された、③個別契約職員（障がい者雇用）は、要求には届かないものの、定期昇給見合い分として3,000円の賃金上げが実現できた、④諸制度の改善については、契約職員の年休付与日数の改善、年休積立制度の確立は要求どおりの回答が示された、等から合意を判断しました。

*合意単組：11単組（3月29日21時50分現在）

北海道・中央・中国・沖縄・静岡・長野・近畿・セントラル・新潟・北陸・四国
東北

以 上